



# 筑紫女学園大学リポジット

## The Improvement of University Support Systems for Students Requiring Reasonable Accommodation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-05-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 榊, 祐子, SAKAKI, Yuko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1213">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1213</a>

# 配慮を要する学生に対する大学の支援体制の構築にむけて

榊 祐子

## The Improvement of University Support Systems for Students Requiring Reasonable Accommodation

Yuko SAKAKI

### 【はじめに】

大学は教育の機会を保障するだけでなく、学生生活や進路選択に関わる様々な支援が行われる場であり、修学支援、学生生活支援、就職支援に関わる部署が設置され、日々の対応を行っている。身体障害や精神障害など、何らかの障害や問題を抱え、配慮を要する学生の支援は、国の法律の整備が進められたことにより、大きな転換点を迎え、新たな支援体制の構築が求められることとなった。本研究では法的整備を経て、大学の支援体制がどのように構築されてきたのか、また、新たな支援体制のもと、教職員が学生対応に関して抱えている困難や、支援を受けている学生の現状認識などを調査し、さらなる支援体制の充実に向けた取り組みについて検討することを目的とする。

### 【配慮を要する学生への支援に関する法的整備】

日本において、障害を持つ人に関する法的整備として、発達障害者支援法（2005）の施行や、2016年の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定が挙げられる。特に2016年の2つの法律の施行によって、大学においても合理的配慮を提供する義務を負うこととなり、環境整備が一気に加速した。障害者差別解消法の基本方針によれば、対象となる障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされている。社会的障壁に

については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」といった定義のもと、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があり、その負担が過重でない限り、必要かつ合理的な配慮を提供することが求められている。合理的配慮の内容は、技術的進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであるが、一例として、車椅子利用者のために段差にスロープを渡すといった物理的環境の整備、また筆談、読み上げ、手話コミュニケーションなどの意思疎通の配慮、障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが挙げられる。

発達障害については、コミュニケーションや対人関係・社会性の障害を持つ自閉症やアスペルガー障害を含む広汎性発達障害（PDD）、不注意や多動、衝動性を示す注意欠陥多動性障害（ADHD）、「読む」、「書く」、「計算する」などの能力を極端に苦手とする学習障害（LD）などが含まれる。現在、広汎性発達障害等は、自閉症スペクトラム障害（ASD）に統合されている。このような様々な発達上の遅れや偏りを持つ発達障害者の支援は、発達障害者支援法において、心理的機能の適正な発達及び円滑な社会生活を促進するため、早期に発達支援を行うことや切れめなく発達障害者の支援を行うことが重要であると明文化された。具体的には、発達障害児に対して、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成や支援体制の整備などを講じることや、発達障害者の就労支援のために、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉協議会などと連携しながら、発達障害者の特性に応じた適切な就労の確保、就労の定着のための支援に努めることが求められる。さらに、発達障害者支援法の改正により、「発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資する。」ことが新たな事項として追加された。これらの改正により就労支援や教育の確保が徹底され、事業主は、発達障害者の特性に応じた雇用管理を行い、雇用の安定に努めることや、大学や高等専門学校に対して、発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をすることといったことが責務となった。

## 【大学における支援の現状】

### 2-1 法律に基づいた支援体制

大学における支援体制の整備については、文部科学省（2012）による障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）や障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ、2017）等において具体的な検討が進められてきた。2012年に検討された第1次まとめでは、障害者権利条約や障害者基本法に基づき、「障害のある学生」の範囲を定め、対象となる学生の活動は「入学、復学、卒業、授業、課外授業など教育に関する全ての事項」とし、それらの活動において差別が禁止されるべきこと、さらに合理的配慮の対象となる活動の範囲として、「授業、課外活動、学校行事への参加等、教育に関するすべての事項」とを対象とすることが明

示された。大学等において提供すべき合理的配慮についても基本的な考え方が示され、障害を理由に修学を断念することなく、障害のない学生と平等に参加できるような合理的配慮の提供、修学機会の確保が重要となった。また、合理的配慮の決定過程については、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、大学等の体制や財政面を勘案して個別に判断することとなった。教育場面では、情報保障や教材の配慮、学外における実習やインターンシップにおける配慮、公平な試験や成績評価の配慮を提供することが求められた。

その後も継続して検討され、第2次まとめ（2017）では、支援の実施状況や第1次まとめで取り組むべきとされた事項の進捗状況が報告された。支援については、「教室内の座席を配慮する」、「配慮依頼文書の配布」など授業に関する取り組みに加え、「専門家によるカウンセリング」、「休憩室・治療室の確保」など授業以外の支援も提供されること、発達障害のある学生への支援体制も整備されていることが明らかとなった。今後、各大学が取り組むべき主要課題としては、授業の形式や教材に関するアクセシビリティの確保や、学外実習、留学のための事前準備など教育環境を調整すること等が挙げられた。また、高等学校や特別支援学校高等部などから大学への進学希望する場合、支援体制や制度の情報発信を強化し、初等中等教育段階から大学等への移行（進学）への取り組みを進めること、障害のある学生の就労への移行について、学生が自らの障害の特性を理解し職業観を確立しながら、就職活動を行うことができるよう、学外との支援機関とも連携を取りながら就職支援に取り組むことなども示された。

## 2-2 支援体制の整備と取り組み

これらの法的整備を受けて、大学の合理的配慮への取り組みが開始されてから数年が経過した現在では、大学内にも支援のための専門部署が設置されたり、授業など修学上の個別支援体制などが整えられてきた。これまで述べてきたように、合理的配慮に関する支援の内容は多岐にわたる（文科省、2012、2017）。例えば、発達障害の診断を受けた学生が合理的配慮を求める場合、視覚情報の理解が困難であれば、講義資料を事前に求めるであろうし、多動や衝動性が高い場合は90分の講義中で途中退室を求めることもあり得る。このように、それぞれの学生が抱える特性によって必要とされる配慮の内容は異なってくる。また、これらは修学上の支援、つまり教育上の配慮であるが、発達障害者支援法やその改正により、就労の支援も適切に講じることが明文化されたことにより、様々な領域において実施されてきた合理的配慮をめぐる検証が報告されるようになった。

障害学生支援をどのように整備していくのか、その取り組みについて、森・西谷・井上・山本・古井（2016）は高等教育機関における支援体制への取り組みに関する3年間の経緯をまとめ、西村（2018）、篠田・島田・篠田・高橋（2019）らは、発達障害のある学生を中心とした支援体制構築について検証している。森ら（2016）が示した3年間の取り組みの経緯では、障害者差別解消法（2013）の公布を受けて、2014年3月に障害のある学生へ支援の基本的な方針を策定し、その内容を教職員に周知するところから、障害学生の支援体制の整備を開始している。同年8月に

は「障がい学生支援室」を設置し、業務内容の定義、障害学生支援に関する企画立案、およびその実施に関すること、障害学生支援に係るコーディネートに関すること、障害学生の生活・修学・進路上のカウンセリングとコーチングに関することなどに取り組むことなどが定められた。障害学生への合理的配慮に関するコーディネート役として機能することで、全学的な支援体制の整備へとつながった。障がい学生支援室は、臨床心理士資格を持つ専任の特任教員と専門職員（または非常勤職員2名）、学部選出の教員や事務課長などから構成され、多角的視点から支援室の運営を検討することが可能となった。

障害学生に対する合理的配慮に基づいた対応を図るため、教職員向けの対応要領の策定も進められ、2016年1月には「教職員向け障害学生支援ガイド」の制定、対応要領の周知の運びとなった。また、障害学生の支援については、障害者差別解消法に基づいて、差別の禁止や合理的配慮を提供する「障害支援」のスタンスに加え、大学の基本方針である「障害学生の自立及び社会参加へむけて総合的支援を図る」ことを遵守するために、社会に出る前の最後の教育機関として、自立を促す「学生支援」のスタンスも必要であり、これら2つのスタンスを重視した支援体制の整備が進められた。支援の現状としては、入学前調査を実施し、入学時点から必要な配慮などを把握する相談体制をとっており、その後は修学時の相談や合理的配慮の提供、支援にかかわる各部署の役割の確認と連携体制も整備した。また、障害学生支援に関する研修会を教職員に開催するだけでなく、学生に対してもオリエンテーションで障害のある学生に対する基本方針などを周知し、全学的な啓蒙活動にも取り組んでいる。

一方、西村（2018）は、発達障害のある学生の支援を入学前から就職後までⅣ期に分け、包括的に実行する体制について整理している。発達障害の場合、身体障害のある学生のように、自らの障害に起因する社会的障壁を把握して大学に支援を求めることが難しく、合理的配慮に対する意思表示に困難をきたすことが多い。文部科学省（2017）は、合理的配慮の決定手順として、障害学生からの申し出を支援の第1段階として示しているが、西村（2018）らの大学においては、「修学上の困難さを抱える学生及び周囲の関係者からの申し出」を支援の出発点としていることが特徴として挙げられる。第Ⅰ期は入学前後から入学直後の集中的な支援の時期であり、入学前の支援として、オープンキャンパス時の「障害のある方の受け入れに関する相談」ブースにて、個別の質問を受けたり、発達障害のある高校生に向けて、高校の教育とは異なる大学に関する情報提供したりと大学独自の取り組みを行っている。入学前の本人と家族との面談により、合理的配慮に関する暫定的な決定を行うが、授業開始後、配慮内容が大学生活に適切なものであるかどうかを定期的な面接にて確認している。このような「大学と学生との対話」が関係性をより良くするための作業であり、支援者は、発達障害の特性の熟知、コミュニケーションに失敗しないような専門性を持つことの重要性も説いている。

第Ⅱ期（1年後期から3年前期）は修学に専念する時期であり、毎週の定期面談において、履修状況や修学上の困難さなどを丁寧に聞き取り、学生本人の「取り組むべき課題」についての共通認識を外在化していく。このようなプロセスによって、学生自身が困りごとへの対処法を考え

るようになり、面接の頻度が減少したり、学生の障害受容や自己理解が促進される。また、小集団活動として「ランチ・ラボ」を実施し、学生同士の交流の場を提供する試みなども展開されている。

第Ⅲ期（大学3年生後期から4年生）は、「ゼミの所属」により、特定の教員や学生との密な関係が求められるなど、物理的・人的にそれまでとは質の異なった修学環境となる時期である。卒論の準備については長期的な計画のもと進めていく必要があり、担当教員とスケジュールを確認しながら進捗状況を確認するなどの連携が必要となる。あわせて就職活動も開始されるため、修学に関する面談に加え、就職活動に関する面談も始まる。発達障害のある学生の場合、就職活動の具体的なイメージを作ることが難しいこともあり、「就職活動の進め方」について、職種や地域の選択、エントリーシートの作成など一つ一つの課題を説明して、学生の取り組みを支援し、就職活動の定着を図る。障害者雇用枠での就労については、就労支援機関に当該卒業生の特性や支援方法などを情報提供するといった連携も必要である。

第Ⅳ期（卒業後）は、支援室の開始当初は想定していなかったものであるが、卒業時に就職が決まらない学生が毎年みられることから、就職活動支援を継続するに至った経緯がある。就職活動の支援については、企業分析や自己PRなどの作成は支援室が担当し、面接練習については就職・キャリア支援センターが指導するといった、分担作業で機能している。卒業までに就職に至らなかった学生の場合、コミュニケーション上の課題から面接がうまくいかなかったケースが多く、障害者雇用枠に切替わることもある。発達障害のある学生の就職活動については、修学支援において、「自分について物語る自己物語」のプロセスをとるのに対して、就職活動は、他者評価を含む「自分を客観的に描写するための自己物語」といえることから、修学支援と就職支援の一体的な取り組みが望ましいことが示唆された。

篠田・島田・篠田・高橋（2019）も発達障害のある学生を対象にしているが、国立大学と私立大学の障害学生支援の立ち上げを比較し、援助ニーズに即した支援の課題について検討を試みている。西村（2018）が指摘したように、篠田ら（2019）も発達障害の支援では、本人からの申し出に限らず、教職員、友人など周囲の関係者の気づきがきっかけとなって配慮につながることを指摘している。支援体制については、比較の対象となった国立大学、私立大学ともに、特別支援教育や臨床心理士資格など専門的資格を持ったスタッフから構成される障害学生支援室を開室し、一元的な支援サービスの構築が図られた。支援の開始にあたり、対応要領や支援マニュアルを作成し、教職員の見守りから始まり、学生相談や担当教職員への連絡、配慮の必要な学生を判断、障害学生支援室への連絡と合理的配慮決定の手続きへと進む、あるいは、学生や保護者が配慮を希望して、支援室に来所するという相談の流れが明確化されている。

また、どちらの大学も、発達障害の支援ニーズの把握のために、質問紙調査を実施し、客観的データから確認する試みを行っていることも特筆すべき点である。私立大学では、発達障害関連困り感質問紙短縮統合版の派生形である、ADHD 困り感質問紙と ASD 困り感質問紙に University Personality Inventory - Rating Scale (UPI-RS) の短縮統合版を実施し、発達障害関連と精

神障害関連の支援ニーズを併せ持つ集団を想定した支援体制の重要性が示された。一方、国立大学では、発達障害関連困り感質問紙とUPI-RSを実施し、学生の支援ニーズの把握するためのスクリーニングとしても活用している。両大学ともに、発達障害関連困り感質問紙を用いたことで、UPI-RSでは拾いきれない支援ニーズを把握できることや、学生が自分で気づいていない困り感に気づききっかけとなること、継続的实施により支援の有効性を評価することができるといった利点が明らかとなった。

これまで述べてきたように、大学における障害のある学生の支援は、法律の制定に基づき、それぞれの大学が基本方針を策定し、支援機関の整備や対象となる学生の活動に必要な合理的配慮の決定の手続きを定め、入学前から卒業前後まで支援体制を整えてきた状況が明らかとなった。支援の内容として、大きく修学支援と就職支援が挙げられたことから、2-3では修学支援、2-4では就職支援について、どのような取り組みが講じられてきたのか検証する。

### 2-3 修学支援の取り組み

障害のある学生が、高校から大学に入学して戸惑うことの一つに、教育環境の自由度の高さがある。高橋（2012）は「構造化の度合い」が大学の場合は低く曖昧であるため、学生の自己判断が求められる環境であると説明する。高校では、決まった時間割をクラス単位で受講し、担任の教員が出席や学習、進路のことなどを状況を把握し、指導にあたってくれる。高校生は、それらの環境に適応させて、修学に努めることになる。それに対して、大学入学後は、時間割の作成、単位の修得、進路の決定など、自分で決定する課題が多く、所属する集団も授業やサークルなど人間関係も流動的である。このような環境の違いをふまえ、近森（2019）は、高校までは関係者が支援内容や方法を決定し、学生が受け身的に支援を受けるケースが散見されることを指摘し、大学では、社会に出る前の最後の教育機関であり、学生主体の自己表明や自ら取り組み始めるための手伝いをすることの重要性を説いている。「自立につながる支援」を基本方針とし、自立をすべて自力で成し遂げるのではなく、他者と共存しながら生きていくために、学生の困りごとを学生とともに分析し、対処法を考えて修学支援につなげる。また、学生の支援を担当する学生相談・支援センターは、学内の関係部署の結節点としての役割を担い、連携を促進することで全学的な修学支援を展開することができる。対象となる学生に対して、入学当初は、相談窓口を学生相談・支援センターに一本化して周知している。センターでの支援を通じて、学生は次第に自分で判断して、関係部署を訪れることができるようになり、自立に向けた行動にもつながっている。また、課題やスケジュール管理などを発達障害のある学生が苦手とすることについて、視覚化して客観的にとらえることを促す支援についても有効性を示しており、障害の特性に応じた柔軟な支援の在り方が提案されている。

文部科学省（2017）が示した「障害のある学生の修学支援に関する検討会（第2次まとめ）」では、支援には、法的根拠のある合理的配慮と、法令の明確な根拠を持たない合理的配慮には分類されない支援の2つが示されている。垂門・脇坂（2020）は、合理的配慮は「権利保障のため

の環境調整」であり、合理的配慮に分類されない支援とあわせて、具体的項目を分類している。合理的配慮には、配慮依頼文書の配布、学習指導、履修支援、講義に関する支援、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、ポイントテイクなどが含まれている。一方、合理的配慮には分類されない支援としては、専門家によるカウンセリング、近森(2019)でも示されていた自己管理指導、就職支援情報の提供などが挙げられる。

垂門ら(2020)は、合理的配慮としてのポイントテイクが有効に機能した事例を紹介している。ポイントテイクは、発達障害のある学生に対し、同時に複数のことに注意を向けることに機能障害がある場合の環境調整の手段として提供される。事例の対象となった学生は、授業中の板書と口頭での説明を聞くことの同時作業に困難があり、ポイントテイクを提供するに至った。配慮提供後は、ポイントテイクのノートがあることで勉強しやすくなった実感があり、自主学習時間の増加という修学行動の変化が生じ、修得単位の増加だけでなく成績の向上も見られた。さらに「自信がついた」といった発言も出るようになり、自己効力感の高まりもうかがわれた。このように修学上の改善だけでなく、学生の情緒面へのポジティブな影響も示しており、ポイントテイクの効果がみられた。さらに今回の支援体制では、配慮申請の段階では検討されていなかったポイントテイクのノート管理についても指導を加えられたことで、よりきめ細やかな支援が展開され、ポイントテイクの有効性を高める一因となったと推察される。このように、合理的配慮としてのポイントテイクと合理的配慮には分類されない支援としてのノート管理、定期的な面談による配慮の妥当性のモニタリングにより、対象学生の特性に応じた学習方法の確立に貢献したことが示された。

#### 2-4 就職支援の取り組み

発達障害のある学生に対して、発達障害者支援法(2005年)や「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(2016)によって、就労の機会や定着を確保するための支援が求められるようになったことは前述のとおりである。高島(2018)は、発達障害がある学生への大学の就職支援に関する先行研究を整理し、課題を明らかにした。発達障害の診断を受けることなく大学に入学したものの、様々な特性により修学、就職活動に困難を感じる学生は少なくない。発達障害の診断告知を受けることは、当該学生にとって、将来の可能性を限定的にとらえる可能性を秘めていることあれば、告知を受けたことで過去の問題や困りごとが発達障害の特性に起因していたと認識され、長年の苦しみから解放される場合もある。さらに障害者雇用枠での就職を目指す際には、診断を受けることに加え、障害者福祉手帳の申請や就労支援機関の利用なども必要となり、これらの手続きに抵抗を示す学生も見受けられる。そのため、糸井(2014)は発達障害の診断を受けることは、誰がどのようなニーズで要請しているのか明確にしたうえでその必要性が判断されることが望ましいと述べている。

就労支援のポイントとして、梅宮(2010)や小川(2009)は、障害の受容や特性を考慮した求職活動や職業のマッチング、職場に適応できるように、大学と職場が連携をとるなど長期にわた



る支援が必要となることを示唆している。大学における支援として、発達障害を持つ学生のための就職支援プログラムを提案した知見もある（吉永、2009）。学生と学内カウンセラー、ハローワークのスタッフなどを含めた支援チームを構成し、学内ではメンタルサポートやキャリアサポート部門との情報共有や連携、学外では医療機関の受診や地域障害者職業センターの利用などを勧めるなど、関係機関との協働による支援の在り方を検証している。就労支援は、大学内の関係機関で完結するものではなく、就労支援関係機関との連携が欠かせないことは明らかである。学外における就労支援の実践については、大阪府発達障害者支援センター（新澤、2009）、長崎県発達障害者支援センター（柴田、2009）などの報告がある。大阪府発達障害者支援センターでは、就労前の段階の分析として「長期引きこもりタイプ」や「離転職の繰り返しタイプ」の2つの傾向があることを示し、本人か問題の自覚や家族や相談機関に相談して問題に向き合い、家族の理解や寄り添いの姿勢がみられると本人の障害受容につながり、事態の好転がみられることを示唆した。横浜市発達障害者支援センターでは、職場実習などを想定した評価プログラムによって、職業アセスメントを実施し、ジョブマッチングや職場定着支援などの個別支援計画に加え、就労支援機関や職業リハビリテーション機関なども含めた個別の支援ネットワークを構築していることが報告された。

このように障害学生の就労支援は、大学内の支援部署にとどまらず、学外の就労支援機関の関りや連携のもと、実施されることが必要であるが、発達障害学生は、就職また、職場定着の困難さを抱えていることも多い。このような現状をふまえ、長友（2022）は、発達障害学生の就労移行について、就職活動に関わる支援を検討している。就職活動の一連の過程において、発達障害学生が直面するつまづきや困難を整理し、発達の特性を考慮した支援のあり方を提案した。第1の取り組みとしては、就職に関する情報取得や就職活動の全体像を把握することから始まり、企業や職業イメージを形成する試みへと移る。自閉症スペクトラム障害（ASD）の学生にとっては、就職活動への興味がわかなかつたり、いくつものプロセスを経る就職活動のプロセスの全体像や様々な情報から自分に適した職業イメージを作り上げることが難しい。就職活動の計画を立て、遂行する段階になると、ASD、注意欠陥多動性障害（ADHD）のある学生は、目標を立て、計画、実行し、必要に応じて軌道修正するといった実行機能の障害が障壁となってしまふ。就職活動を進める段階では、自己PRや志望動機など文書作成や面接に臨むことは必須であるが、ASDの学生は、全体像と細部の情報をうまく統合することができないために、文書がまとめられなかつたり、ADHDの特性として、注意を持続させることができず、課題を最後まで取り組めないという状況が生じる。面接についても、他者の考えを理解したり、臨機応変に対応することが難しいというASDの特性や、適切な発言のタイミングを把握しづらいうというADHDの特性が困難を生じさせるきっかけになる。就職活動を継続する中で、いくつも応募したり、障害者雇用枠への変更など見直しや修正を迫られることが出てくるが、この段階でも、前述したASD、ADHDにみられる、実行機能の障害によって、適時に修正することができないといった困難を抱えることもある。

このように就職活動の様々な過程で直面する困難に対する支援のあり方として、障害受容や関係部署の連携・協働による支援はこれまでも述べられてきたことであるが、それに加え、就職活動への構え、自己理解・自己概念形成、就職活動の計画・遂行・見直しの3つについても支援が必要であると強調されている。就職活動への構えを作るために、情報収集に始まり、就職活動の見直しや修正などに至る一連の流れが構造化されていることや学内の相談窓口の利用などをわかりやすく情報提供することが望ましい。自己理解・自己概念の形成を促進させることも、学生の職業イメージや適性を判断するうえで重要な支援の一つである。肯定的な自己理解を育むことが難しかった発達障害学生も少なくないため、支援者との対話を継続することで、自分の得意なことや強みについても気づきを促し、困った時には助けを求める援助要請能力や問題対処能力を高めることが自信につながる。就職活動の見直しが迫られた際には、課題の洗い出しや修正を支援者とともに丁寧に振り返り、フィードバックを受けながら修正につながる支援を行うことを提案している。

## 【合理的配慮に関わる教職員と学生の現状】

2. で述べてきたように、障害を持つ学生へ合理的配慮のための支援体制は、法律の制定によって整備が求められるようになった施策であり、法的根拠や努力義務に沿って、専門部署や支援内容が整備されてきた。このような経緯から、大学がどのように支援体制を構築してきたのか、取り組みの経緯や具体的な支援内容などについては多くの検証がなされてきた。合理的配慮の対象としては、身体障害や精神障害などがあるが、すべての障害を網羅しようような単一の支援方法は現実的ではなく、個々の障害の種類や程度によってより適切な支援内容の提供が試みられている。一方、大学においても、発達に偏りのある学生への対応が問題意識として認識されるようになって長い。発達障害には、注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉症スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）などが含まれるが、一般には、コミュニケーションの取り方や独自の対人関係の特性によって、“気になる学生”として、認識されることが多い。身体障がいとは異なり、目に見えない形での問題を抱えるという点や、学生自身が障害の認識を持っていないことがあるということなども、問題を深刻にさせる一因とある。例えば、事務の窓口で、職員の質問にすぐわからない回答をしたり、一方的に会話を続けてしまうといった行動がみられたり、授業の課題が理解できずに準備に取りかかれない、締め切り日を間違えてしまうといった困難も抱える。学生自身が問題を認識したり、日常生活に支障が生じている場合には、学生相談室で継続的な面接を実施する場合もあるが、発達障害の診断を受けていなかったり、グレーゾーンの学生の場合、本人もどのように向き合ったらよいのか、戸惑いや困難を感じながら学生生活を送っていることも少なくない。

大学が合理的配慮を提供するにあたり、専門部署や専門職員の配置は必要とされる施策であるが、実際に配慮を要する学生に日常的に接し、学生が抱える問題に対応したり、授業を担当する

など、大学生活を支えているのは現場の教職員である。彼らが、2016年以降、合理的配慮に関する意識の変化や理解の浸透、学生対応に対して大幅な変更が加えられた現状認識を把握し、合理的配慮のあり方や大学としての支援体制を検証することは、これまでの研究では行われてこなかった。新たな大学の支援体制を支えている教職員が配慮を要する学生に関わるときの難しさや、学生がどのように合理的配慮に関する支援を利用しているのかという、支援を提供する側、支援を受ける側の双方の現状を把握することで、大学における支援体制の有効性を検証することができ、新たな取り組みを展開させる一助となる。大学として合理的配慮への義務を課せられたために行う支援でなく、関係者が一体となって取り組むことが現実的に可能で、効果が期待される支援体制の構築につながると思われる。ここでは、配慮を要する学生に関わる関係者の意識調査についてを検証する。

### 3-1 対象大学の支援体制

調査の対象となったJ大学は九州圏内に位置する女子大学である。文系を基本とする3学部からなり、2007年より大学院も開設された。学部、大学院生合わせて約3000名の学生が在籍している。2019年に障がいのある学生支援に関する規定を定め、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づき、障がいのある学生に適切な支援を行うため、不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供に必要な事項を定めることを目的とする。」ことが明記された。この規定の目的や基本方針に基づいて、学内での支援体制の整備がすすめられた。支援の中心を担う部署として、常勤職員（精神保健福祉士の有資格者）1名と非常勤職員2名で構成された障がい学生支援室が開室された。さらに合理的配慮の対象者や配慮が適用される範囲が定められ、支援の流れがフローチャートで明示された。具体的な流れは、入学予定者、在学学生を対象に、問い合わせを受けた場合、面談により支援内容や範囲について、申請者と大学側の共通認識を得るための情報共有を行う。申請された支援内容について、その可否や程度を検討し、支援計画（案）を作成する。試験計画案を当該学生に通知し、合意が得られた場合は、支援計画について、配慮依頼文書として学内周知を図る。支援開始後は、定期的な面談を行い、支援計画が良好に実施できているか確認し、変更や調整が生じた場合は、早急に判断し、対応を進める。最終的に、学生と大学の相互で支援の必要性がなくなったことが確認できた時に、大学における支援が終了となる。合理的配慮の申請については、障がい学生支援委員会で検討され、保健室や学生相談室と必要に応じて支援協議を実施し、日常的に教員や事務職員と連携をとる体制も整えている。また、支援をサポートする学生スタッフを養成し、支援のコーディネートも行っている。合理的配慮の提供については、修学支援が中心であり、障害種別による授業や試験の配慮内容を整理している。障がい種別には、聴覚障がい、肢体不自由、視覚障がい、精神障がい、発達障がい、病弱・虚弱の分類がある。具体的な支援内容は、授業前、授業中、定期試験時に必要とされるものがまとめられ、それぞれの障害の特徴によって、板書やレジュメの準備、座席の配置などについての注意事項がまとめられている。

### 3-2 学生支援に関する教職員、学生と対象とした調査

学生支援に関する現状を把握するため、合理的配慮への支援体制が整備された状況において、学生に関わる教職員が、対応に困った学生の行動や言動、学生対応に際し必要とする情報などについて、自由記述を含めたアンケート調査を実施した。教職員に対しては、学生対応の際、困ったことや、必要な情報などを、学生対象については、保健室や障がい学生支援室などの支援機関を利用する理由、提供を受けている支援内容、今後充実させてほしい支援内容について、自由記述と選択肢で回答を求めた(表1、表2参照)。調査は調査用紙およびネットを通じて実施され、教職員は24名、学生は12名の回答が得られた。

調査結果は、回答の内容の類似性に基づきカテゴリーに分類した。教職員の学生への対応で困ったことについては、①学習指導や授業態度、②コミュニケーションの取りづらさ、③学生の行動、④支援要請、⑤保護者との関係などのカテゴリーに分類された。学習指導や授業態度については、最も回答数が多く、コミュニケーションの取りづらさも含め、指示が通らない、レポート課題で文章化できない、質問への回答があいまいで理解できていないかわからない、周囲の学生が退屈になっていないか心配があるなどのコメントがあった。また、授業中や学内施設において、周囲の状況を顧みず、自分の考えのみで行動するため、周囲から浮いてしまう学生も見受けられた。これらの背景には、発達障害や知的レベル、怠学傾向など複数の要因が考えられ、必ずしも合理的配慮を要する学生のみ当てはまるとはいえない。しかしながら、周囲の学生への影響、自分から相談しようとする支援要請ができないために課題が未提出となっている学生の存在など、丁寧な関わりや支援を検討の必要性が示唆された。学生対応に関わる負担や支障内容については、面談の時間や頻度、面談の約束を守れないことやコミュニケーションの難しさなどが挙げられた。

表1 教職員を対象としたアンケート調査の項目

学生支援に関するアンケート調査のお願い

1. 学生への対応に困られたことがおありですか？ できるだけ具体的にお願いします。
  - ① 対応に困った学生の行動や言動の内容
  - ② 業務への負担や支障内容(例：数時間話を聞き続けたなど)
  - ③ 自分自身への影響(例：適切な対応だったのか、不安になった)
2. 学生対応に関して、どのような情報があったらよいですか？(複数回答可)  
可能であれば、チェックを入れた項目について、( )に具体的内容を書いてください。

<input type="checkbox"/> 発達の特性に関する知識	<input type="checkbox"/> 精神障害に関する知識
<input type="checkbox"/> 学生の特徴をふまえた対応の仕方	<input type="checkbox"/> メール等頻繁に連絡をしてくる場合の対応
<input type="checkbox"/> 緊急的な状況における対応	<input type="checkbox"/> 「死にたい」と訴える学生への対応
<input type="checkbox"/> 連絡のつかない学生への対応	<input type="checkbox"/> 引きこもり
<input type="checkbox"/> 経済的な問題	<input type="checkbox"/> 家族的な問題
<input type="checkbox"/> 保証人とのつきあい方	<input type="checkbox"/> その他
3. 学生支援に関する研修会について、どのようなテーマを希望されますか？
4. よろしければご回答ください。

<input type="checkbox"/> 教員	<input type="checkbox"/> 職員
-----------------------------	-----------------------------

## 表2 学生を対象としたアンケート調査の項目

学生支援体制構築のための調査

1. 学年を教えてください。  
1年生 2年生 3年生 4年生 その他
2. どのような困りごとのために、保健室、障がい学生支援室、学生相談室を利用しますか。  
発達の特性 障がい  
自分の性格 授業の受講  
授業外の課題 友人関係  
就職活動 その他
3. 2の困りごとの内容を教えてください。
4. 現在、どのような支援を受けていますか  
授業を受講するとき（ノートテイクなど） 定期試験やレポートの課題  
授業以外での大学生活（履修登録など） 自分の障がいを理解してほしいとき  
自分の気持ちを整理したいとき 就職活動  
その他
5. 4の支援の内容を教えてください。  
(例：レポート課題が多い時、課題の取り組み方や先生への連絡の仕方を教えてもらっている)
6. さらに、充実させてほしい支援や、新しく希望する支援がありますか。  
授業の受講 試験や課題の準備  
障がいの理解 発達の特性の理解  
就職活動 休学や復学  
その他
7. 6の支援の内容を教えてください。(例：自分の特性を理解するための講座、同じ悩みを持つ人と話ができる場所、課題にうまく取り組むための時間管理講座 など)

頻回な面談や長時間にわたること、メールや電話連絡に返信がないなど個々の対応に苦慮している現状が浮き彫りとなった。一方で、遠隔手段を用いて、レポートの書き方を指導したり、卒業課題を個別対応したケースではサポートの効果を実感できたコメントもあり、教職員の積極的な取り組みが学生の成長につながっていることも示された。学生対応に関わる自分への影響については、対応時の言葉かけや適切な対応ができたのか不安を感じたり、個別対応が負担になっている現状も明らかとなった。対面で指導する際に、正しく伝わったか、納得のいく回答になっているのか気になるといったコメントや、丁寧な対応を心掛けていても適切だったのか心配になり、疲労の原因となっているケースが散見された。また、同じ内容を何度も説明せざるを得なかったり、数時間を要する面談を行っているケースもあり、学生対応に疲弊している教職員への対応も課題として挙げられた。障がい学生支援室や学生相談室への紹介やつなぎとしての役割を認識しているコメントもあり、紹介方法や教職員、部署間の連携体制の充実を図る必要性も示された。

学生対応に関して必要とする情報については、様々な障害の特徴や緊急対応、学生との連絡の取り方、周囲の学生との関係、部署間の連携、個別対応の事例などがあつた。障害や特性を知る

ことで、学生の行動の理由などを理解したり、心構えを固めることができ、教職員の心理的負担の軽減につながる事が予想される。また、自殺企図などの緊急対応や介入を要するケースに関わる可能性もあり、学内の連絡体制や学部、事務局などとの連携体制も整備し教職員への情報提供が求められる。支援に関する研修のテーマとしては、上記の項目と重複する内容が多く、障害の理解や合理的配慮の内容、学生対応における対話のポイント、個別事例への対応方法、教職員間の意見交換などが挙げられた。基礎的な知識ではなく、実践に用いることのできる内容によって、学生の行動や問題を理解しつつ、対応にあたりたいという積極的な姿勢が示された。

学生対象の調査では、学内で提供されている支援の利用状況が明らかとなった。障がい学生支援室などの支援部署の利用目的は、授業の受講や障がいに関する事が多くを占め、授業の受講については、ノートテイクの方法や遠隔授業の相談、授業内容の確認などのために来室していた。障がいに関する事としては、聴覚や視覚障害など、自分の障がいに関わる困りごとを相談したり、情緒面で気分を落ち着ける場所として利用している学生がみられた。現在、受けている支援内容は授業を受講する際のノートテイクなど情報保障に関わるものが8割を超えており、定期試験やレポートなど授業に関連した課題に関する支援もうけていた。また、卒業後の進路や生活に関わる相談もあり、就職に関する説明会の情報や働き方などを相談している学生もいた。今後、希望する支援内容は、学年による違いがあり、1年生は障害の理解、2、3年生になると就職活動に関する支援を求めるようになり、大学4年間で、自らの障害を受容した生き方を模索し、卒業後の進路選択に取り組もうとする学生像が示された。

## 【考察】

障害者差別解消法や発達障害者支援法、およびその改正など、障害を持つ人への法律の制定が進んだことにより、大学においても、支援体制の構築やさらなる充実を図ることが義務となった。具体的には、文部科学省の検討会での報告にて、「障がいのある学生」の範囲や活動が定められ、合理的配慮を提供するための支援の基本的考え方などが示された。このような報告に基づき、大学は新たな支援体制を整備することとなり、障害学生の全学的な支援体制構築の経緯をまとめた報告では、障害学生支援室の設置やコーディネート機能などハード面、ソフト面での整備に加え、教職員への対応要領の策定など、支援がより良い形で実践できるよう取り組んでいる現状が示された。さらに法律に基づく、「障害支援」だけでなく、社会人として自立するための「学生支援」の重要性も提起された。発達障害に特化した支援に関する知見もあり、学生が大学で直面する課題は、入学前から、単位取得、進路選択など大学4年間で変遷することから、それらの課題に応じた支援体制の構築が求められ、合理的配慮の暫定的な決定に始まり、修学支援、学生交流の場の提供、就職活動への支援といった流れで、必要とされる支援内容も変わっていくことが明らかとなった。また、発達障害学生の困り感を質問紙調査という客観的データから明確化することで法律で求められる支援内容や対象学生も自分では気づくことのできなかつた困り感も把握され、

より現状に即した支援ニーズを拾い上げた体制づくりにつながっていた。

大学における合理的配慮の提供については、修学支援と就職支援が大きな2つの柱であることが示された。修学支援については、高校までの構造化された環境での支援から、自由度の高い大学では「自立につながる支援」へと基本方針の転換があり、学生自身が自分の困りごとを分析し、対処法を考えて行動できるようになることを促す修学支援が行われていた。「権利保障のための環境調整」を行う合理的配慮と、法的根拠を持たず、合理的配慮には分類されない支援も行われていた。また、合理的配慮に含まれる授業中のポイントメイクが有効に機能した事例では、学生の特性にあった学習方法の確立にもつながることも示唆された。

就職支援では、就職活動は、大学入学以降、初めて取り組む課題であり、学生自身の自主的な取り組みが求められるという特徴がある。就職活動全体の流れや進路や職業に対するイメージを理解して行動することが必要であり、発達障害のある学生にとっては、全体像を把握しながら、個々の活動を進めていくことに困難を感じることも多い。そのため、学生の障害受容や自らの特性の理解を促進するような関りや就職活動のそれぞれの段階で寄り添う姿勢を大切にする支援が実践されている。また、就職支援にあたっては、学内部署だけでなく、就職支援機関との連携や情報共有、さらに卒業後も職場への定着を図るための支援が継続されることも特徴として挙げられる。

さらに日常的に学生に関わる教職員が感じている困難や合理的配慮を受ける学生の現状認識を検討するための調査の結果、教職員が抱える困難の内容としては、学習指導や窓口対応を行う際、学生の気になる行動やコミュニケーションの取りづらさがあり、長時間にわたる面談や頻回に行わなければならないことがストレスになったり、適切な対応だったのか不安に感じている現状が明らかとなった。障がい学生支援室や学生相談室といった支援部署との連携の重要性も認識されており、それらの機能や役割の違いなど周知を徹底することも今後の課題として挙げられた。学生を対象とした調査では、支援体制には満足しており、障害のタイプや必要とする支援を適切に受けていることが推察された。また、学年によって、求める支援の内容が異なっており、障害受容や修学、進路選択など、学生のアイデンティティの確立を踏まえた支援のあり方も検討する必要がある。今回の調査によって、合理的配慮を提供するための支援体制が整備されてきつつある現状において、学生に関わる教職員への支援も喫緊の課題であり、関わり方のポイントや対話における注意点など、学内研修等を通じた理解を深めることも求められる。

## 【引用文献】

近森 聡 (2019) 関西大学における障害のある学生の修学支援 精神／発達障害の場合 関西大学人権問題研究室紀要 75, 43-64

外務省 (2019) 障害者権利条約 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)  
(2022年5月10日閲覧)

- 糸井岳史 (2014) 「青年・成人期における発達障害の理解と支援—小児期から青年期に至るまでの成長過程と就労支援」 田中康雄監修、藤森和美・辻恵介編、『発達障害とキャリア支援』金剛出版、57-78
- 文部科学省 (2012) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ) について  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)
- 文部科学省 (2015) 発達障害者支援法 (平成十六年十二月十日法律第百六十七号)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm) (2022年 4月16日閲覧)
- 文部科学省 (2016) 発達障害者支援法の改正について [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000128829.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000128829.pdf) (2022年 4月10日閲覧)
- 文部科学省 (2017) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) について  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)
- 森 麻友子・西谷 崇・井上 和郁・山本 朗・古井 克憲 (2016) 障害者差別解消法施行における高等教育機関による障害学生支援体制の整備・推進: 和歌山大学の3年間 (2014-2016) の取り組みを通して 和歌山大学教育学部紀要, 教育科学 68, 69-77
- 村上 理絵・吉利 宗久・津島 靖子 (2020) 大学生における発達障害に対する基本的知識と合理的配慮への意識に関する予備的検討 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要 18, 83-90
- 内閣府 (2013) 障害者基本法  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html> (2022年 5月10日閲覧)
- 内閣府 (2015) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html> (2022年 4月16日閲覧)
- 中山健・古谷咲貴・立石力斗 (2020) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領と合理的配慮の実践 福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センター研究紀要 12, 35-48
- 西村 優紀美 (2018) 発達障害のある大学生の支援—修学支援から就職後の支援まで— 学生の臨床研究 17, 5-14
- 小川浩 (2009) 「発達障害と就職の現実」『そだちの科学』日本評論社、13 111-115
- 柴田珠里 (2009) 発達障害者支援センターの取り組み 横浜市発達障害者支援センター『総合リハビリテーション』37, 266-268
- 篠田 晴男・島田 直子・篠田 直子・高橋 知音 (2019) 大学生の発達障害関連支援ニーズを踏まえた障害学生支援体制構築の課題 高等教育と障害 1, 61-73,
- 新澤伸子 (2009) 「第7章 就労における課題」橋本和明編著『発達障害と思春期・青年期 生きにくさへの支援と理解』明石書店, 217-231
- 鈴木 和也 (2020) 発達障害のある児童生徒への支援教育の現状と課題について—法的整備の現状も踏まえて—九州情報大学研究論集 22, 1-11
- 高石 恭子・青柳 寛之・福留 留美 (2017) 発達障害及び発達障害の傾向のある学生への支援の現状と合理的配慮に関する教員の意識についての研究 —甲南大学専任教員・非常勤講師へのアンケート



ト調査から— 甲南大学学生相談室紀要 24. 24-45

高島 恭子 (2018) 発達障害がある学生への大学における就職支援 長崎国際大学論叢 18. 149-163

垂門伸幸・脇坂紗帆 (2020) 発達障害のある学生に対する合理的配慮としてのポイントテイクが有効に機能した事例としての検討 高等教育フォーラム 10. 41-52

梅宮雄二 (2010) 仕事がしたい！発達障害がある人の就労相談 明石書店

吉永崇史 (2009) 「自閉症スペクトラム学生への就職活動支援」『学園の臨床研究』9. 47-56

**【付記】** 本研究は令和3年度筑紫女学園大学特別研究費の助成を受けて行われたものである。

**【謝辞】** 調査の実施に際し、筑紫女学園大学 宮平喬先生、川崎孝明先生、甲斐麻紀氏、吉本みどり氏、および学生相談室カウンセラーの先生方には多大なるご協力を頂いた。ここに記して、感謝申し上げます。

(さかき ゆうこ：心理・社会福祉専攻 教授)

# 配慮を要する学生に対する大学の支援体制の構築にむけて

榊 祐子

## The Improvement of University Support Systems for Students Requiring Reasonable Accommodation

Yuko SAKAKI

筑紫女学園大学  
人間文化研究所年報  
第33号  
2022年

ANNUAL REPORT  
of  
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE  
Chikushi Jogakuen University  
No. 33  
2022